

令和 3年 6月10日

会員各位

高知県薬剤師会 薬学生実習受入委員会
高知県病院薬剤師会 薬学教育研修委員会

認定実務実習指導薬剤師 養成講習会・更新講習会 開催のご案内

標記講習会を、下記の日程で開催いたします。

受講をご希望の先生は、裏面項目を必ずチェックしていただきお申込みください。

なお、平成30年3月31日以前の同養成講習会受講証は有効期間が過ぎたため無効となっておりますので、認定実務実習指導薬剤師を目指される方は養成講習会①②③を受講し直してください。（2018年度以降の同養成講習会受講証の有効期限は、受講日から6年間となっております。）

また、アト^レバンスワークショップ[®]の修了証をもって更新講習の受講証の代わりとする方は同ワークショップ[®]終了証の有効期間をご確認（認定期限の3か月前迄に切れる方は無効）ください。修了証の期限が切れる方は、日本薬剤師研修センターが行っているe-ラーニング[®]研修（有料:2,200円、申込受付期間R3/4/15～8/15）を受講するか、下記の更新講習を受講してください。

記

日時：令和 3年 7月 4日（日） 10：30～16：00

場所：「ちよテラホール」

高知市知寄町2-1-37 ちより街テラス 3階 TEL 088-883-5444

定員：50名（講座②と④につきましては、養成・更新とも同一講座の受講となりますので、両受講者合わせて50名となります。）

注意事項：養成講習会は講座①→②→③の順で受講することが規定されております。

養成講習会 午前の部【講座①】

内容：10：30～10：35 挨拶・説明
10：35～11：30 講座①：薬剤師の理念について
11：30～12：00 成果報告書作成

養成講習会 午後の部【講座②・③】・更新講習会 【講座④】

内容：13：00～13：25 講座②-1：平成25年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム
講座④-1：平成25年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム
13：25～14：00 講座②-2：薬学実務実習に関するガイドライン
講座④-2：薬学実務実習に関するガイドライン
14：10～14：40 講座③-1：学生の指導（法的問題）
14：40～15：05 講座③-2：学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）
15：05～15：30 講座③-3：学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）
15：30～16：00 成果報告書作成

※ 高知県薬剤師会及び高知県病院薬剤師会 会員外の参加者につきましては、当日参加費として3,000円いただきますので、ご了承ください。

【日本薬剤師研修センター】ホームページより

各種認定制度等	研修・試験案内	刊行物	記録・資料等	センター紹介	よくある質問
---------	---------	-----	--------	--------	--------

研修・試験等を受講・受験する

- センター主催の研修
- 研修認定薬剤師制度の単位対象研修
 - 各都道府県で開催される集合研修会
 - インターネット研修
 - eラーニング研修
- 漢方薬・生薬認定薬剤師制度の研修
- 申請実務担当者・GLP・GCP/GPSP研修会
- 薬剤師生涯学習達成度確認試験
- 価格改定について

▶ 研修案内 (研修を受講する)

各種認定制度等について知る

- 研修認定薬剤師制度
 - 薬剤師研修手帳について
 - 研修認定薬剤師になるには
 - 支援システムでの単位請求方法(グループ研修・自己研修)
- 漢方薬・生薬認定薬剤師制度
- 小児薬物療法認定薬剤師制度
- 認定実務実習指導薬剤師制度**
- 健康サポート薬局研修修了証
- 価格改定について
- 認定手続き等の電子化(お知らせ)

研修を開催する

- 研修認定薬剤師制度の研修
 - 集合・実習研修会実施機関登録から研修会開催について
 - 薬剤師研修支援システムでの集合・実習研修会の開催手続き
 - よくある質問「Q-V1-12研修会が中止…」
- 漢方薬・生薬認定薬剤師制度の研修
- 1日薬局・病院実務研修
- 認定実務実習指導薬剤師の養成講習会を開催する
- 価格改定について

▶ 研修案内 (研修を開催する)

認定実務実習指導薬剤師制度

認定実務実習指導薬剤師制度とは

[認定実務実習指導薬剤師制度とは](#)

認定実務実習指導薬剤師になるには

申請・手続き

認定実務実習指導薬剤師の新規申請

認定実務実習指導薬剤師の更新申請

認定証の再発行

登録事項の変更

参考資料

参考資料

よくある質問

よくある質問

認定実務実習指導薬剤師の更新申請

注意

①更新申請の受付は認定期限の3か月前から行います。それ以前に提出された申請書類は返却となります。なお、更新対象者へのお知らせについては、当センターからお送りしません。

②申請料は申請から遡って3ヶ月以内に払い込まれている必要があります。それより前に払い込まれた申請料は、「よくある質問」QV-2のイ)に該当する場合以外は無効であり、お返しも致しません。この場合は改めて納入していただけます。

◆ よくある質問

③更新が認められなかった場合でも申請料の返金は行いません。それを改めて認定申請される際の申請料や他の申請料等に充てることもできません。更新要件をよく確認の上、申請を行って下さい。

④以下「更新の特例等」の②に該当し、特例の2年間をもって認定要件が満たされる方は、要件が満たされた日から3ヶ月以内に更新申請を行って下さい。それ以降の更新申請は更新講習(講座④)の受講証有効期限内に関わらず受付けません。認定希望の場合は改めて新規認定に則ることとなります。

注意

1. 更新講習を受講できるのは、認定開始から5年以上経過した方です。なお、旧講座(講座力)の受講証は無効です。

2. 更新講習は認定実務実習指導薬剤師養成講習会の講座④として行います。講座②は更新講習には該当しませんのでご注意ください。開催予定については「認定実務実習指導薬剤師養成講習会」のページを参照して下さい(このページは随時更新されます)。

◆ 認定実務実習指導薬剤師養成講習会

3. 各地区の病院・薬局実務実習調整機構委員長によるアドバンスワークショップ(AWS)の修了証をお持ちの場合に限り、更新講習の受講証の代わりにすることができます。但し、平成28年4月1日以降に実施されたAWSに限り、申請の際には修了証の正本をお送り下さい(コピーは不可)。修了証の有効期限は、平成28年4月1日～平成30年12月31日に実施されたAWSの場合は一律2021年12月31日、平成31年1月1日以降に実施されたAWSの場合は、受講日から3年間です。AWSの修了証に係る件は各地区の病院薬局実務実習調整機構に確認して下さい。

◆ 病院薬局実務実習地区調整機構連絡先

* 更新申請につきましては、注意事項が沢山ありますので必ずホームページにて確認をして手続きをしてください。